| 項目名 | 施設整備資金貸付制度の見直し | | |
|------|---|-------|---|
| 大綱要旨 | 社会福祉法で規定する社会福祉事業にかかる施設の整備を行う、市内の社会福祉法人 に対する貸付金について、制度の見直しを検討する。 | | |
| 改革内容 | 今後新たに施設整備を予定している社会福祉法人に対しては、民間融資等の利用を促し 市としての予算措置は行わないことにより、見直しを実施する。 | | |
| 改革効果 | 制度の見直しにより、今後の施設整備計画にかかる財源の抑制が図られる。 (参考)平成14年度実績 8千万円(2千万円×4施設)の貸付を実施 | | |
| 実施計画 | 年 度 | 着手·実施 | 詳細内容 |
| | 14年度 | | |
| | 15年度 | 着手 | 今後の施設整備については貸付対象としないことを、法人等へ説 明(見直し周知) |
| | 16年度 | 実施 | 継続中の事業を除き、新規の施設整備については貸付を行わな い。 (一部実施) |
| | 17年度 | | 市の予算に当該貸付金を計上しないことにより、見直しを完了 |